## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	行政経営管理課
契約締結年月日	令和6年5月30日
契約者名	田邊 護
契約名	訴訟委任契約(東京高等裁判所令和6年(ネ)第2062号事件)
契約金額	着手金 550,000円
(税込み)	成功報酬 1, 100, 000円
随意契約理由	令和3年3月31日開催の県議会全員協議会での説明を経
	て定めた「訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針」に
	おいては、「訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務
	及び訴訟に最も精通した者を知事が選任する。」としている。
	田邊護弁護士は、本件第一審の訴訟代理人を務めており、
	本件の内容及び関係法令に最も熟知している者であることか
	ら、上記指針の「事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も
	精通した者」に該当する。
	また、控訴審においては第一審における原告・被告双方の
	主張立証の内容を踏まえて主張を行う必要があり、第一審の
	訴訟代理人を控訴審においても訴訟代理人として選任するこ
	とが合理的である。
	よって、性質上競争入札には適さないものであり、本事件
	に係る訴訟代理人は田邊護弁護士が最適であるから、地方自
	治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、田邊
	護弁護士との随意契約を行うこととする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号